

令和7年3月末で
紙媒体での申請受付を
終了します

介護事業所の指定申請等の電子申請化

福島市福祉監査課

介護事業所の文書負担軽減

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び加算届出を含む報酬請求に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム」を令和4年度下半期より運用開始しています。

福島市でも、令和5年10月より、電子申請届出システムによる介護事業所の指定申請等の受付を開始しました。



- ✓ オンライン上の申請届出により、郵送や持参等の手間が削減されます
- ✓ 複数の申請届出を電子申請届出システム上で行うことができます
- ✓ 一つの電子ファイルを複数の申請届出で活用でき、書類の作成負担が大きく軽減されます
- ✓ 申請届出の状況をオンライン上でご確認いただけます
- ✓ 上記、削減できた手間・時間を、サービスの質の向上にご活用いただけます

電子申請届出システムより受付可能な 電子申請・届出の種類

新規指定申請

変更届出

更新申請

その他申請届出

加算に関する届出

様式・付表の
ウェブ入力ができます！

添付書類も一緒に提出
することができます！

(特定)処遇改善加算等の届出も
可能です！

・ 電子申請届出システムURL

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>



取得はお早めに！

電子申請届出システムのご利用には デジタル庁「gBiz ID」の取得が必要です

- 電子申請システムは、**gBiz ID(プライム・メンバーのいずれか)**よりログインします。

gBiz IDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

電子申請システムのログインの際にも、gBiz IDアカウントを使用します。

電子申請システムでご利用できるGビズIDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。



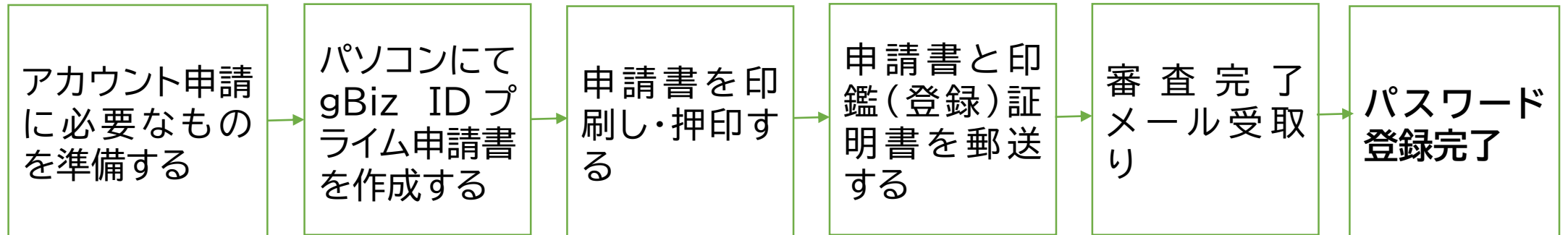
• gBiz ID(プライム)の申請の流れ

本システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。

(gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。)

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします！

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。



- 詳細についてはデジタル庁 gBiz IDホームページ (<https://gbiz-id.go.jp/top/>)をご参照ください。



登記事項証明書のご提出の際には 法務省「登記情報提供サービス」を ご利用ください

- ✓行政機関等へのオンライン申請等の際に、当サービスによって取得した登記情報を登記事項証明書に代えて申請することができるサービスです。
- ✓ご利用のためには利用登録が必要です。お早めにご登録ください。

<https://www1.touki.or.jp/gateway.html>



電子申請届出システムデモ環境ご利用にあたり

デモ環境では、共通IDを使い申請・届出の試行が可能です。機能把握や業務検討等にご活用ください。
なお、本番環境をご利用の際のログインはGビズIDが必須となります。

接続について

申請届出URL：【<https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>】

ログインID：以下いずれかのIDをご利用ください。

（デモ環境のログイン画面でも「ログインアカウントについて」を押下することで同様のIDとパスワードをご確認いただけます。）

「demo1@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo2@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

「demo3@kaigokensaku.mhlw.go.jp」

パスワード：「password」（上記ID全てと共通のパスワードです。）

確認事項

- ・接続したページの背景が水色でページ左上の名称が「デモ電子申請届出システム」となっていることをご確認ください。
（本番環境はページ背景が白、名称が「電子申請届出システム」となっております。）

注意点

- ・デモ環境では、全自治体が申請先として選択可能です。申請後の自治体での受付以降の処理は原則行われません。
- ・デモ用のログインアカウントは共有です。同一のログインアカウントを複数のユーザが利用可能です。
- ・同一のログインアカウントで入力された情報は相互に閲覧・利用可能です。個人情報や機密情報は入力しないでください。
- ・入力した申請届出データは毎日24時に削除します。翌日は利用できませんのでご注意ください。
- ・申請時及び、受付時にメール送付はありません。
- ・デモ環境の仕様・操作方法について
のお問い合わせは原則受け付けておりません。
- ・操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル・操作ガイドをご参照ください。

電子申請・届出システム 操作ガイド（事業所向け） 説明動画

操作ガイド（事業所向け）説明動画は、「操作ガイド（事業所向け）」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。。

ご利用方法

以下のリンク・QRコードから厚生労働省YouTubeチャンネルにアクセスしご視聴ください
なお、電子申請・届出システムの右上ヘルプより遷移するページにもリンクが掲載されています。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCI_5MM5



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

業務管理体制の整備に関する届出も 電子申請で行います

- 「業務管理体制の整備に関する届出システム」URL

<https://www.laicomea.org/laicomea/>

- 申請可能な届出一覧
 - ✓ 業務管理体制整備(区分変更)届
 - ✓ 業務管理体制変更届

「福島市かんたん申請」により行う 電子申請

- 「福島市かんたん申請」URL

<https://www.task-asp.net/cu/eg/lar072010.task?app=202100388>

- 申請可能な届出等一覧

- ✓ 地域密着型サービス事業所の事前協議関係書類
- ✓ 運営指導事前提出資料
- ✓ 有料老人ホーム立入検査検査調書
- ✓ 業務管理体制整備の届出に関する報告書

「福島市かんたん申請」は、令和6年12月でサービスが終了となります。
その後の対応方法については、後日電子メールにてお知らせいたします。

電子申請届出システム利用時の注意事項

- 電子申請届出システムへ直接入力する情報は、正確に入力してください。

☞ 電子申請届出システムより送信された指定申請や変更届の情報を、当課で管理している介護事業所台帳管理システムへ取り込めるよう、令和6年度中にシステム改修を行います。システム連携後は、事業所より誤った情報が送信されると、そのまま国保連のシステムに送信・登録されますので、ご注意ください。

☞ よくある誤った事例

- ✓ 法人名称の入力誤り
- ✓ 法人所在地・事業所所在地の入力誤り（例：福島県福島市五老内町福島県福島市五老内町3-1）

- 申請等が差戻しされた場合、差戻しの理由を確認・修正後、差戻しされた申請等を再送信してください。差戻した申請を再送信せず新たに申請すると、差戻しされた申請等が処理されず、宙に浮く結果となります。